

筑波大学研修施設（開学記念館）利用心得

〔平成18年 3月30日
制 定〕

研修施設（以下「開学記念館」という。）の利用者は、「筑波大学の研修施設について（平成18年3月23日副学長（学生生活）裁定）」に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 開学記念館の利用に際しては、学生部学生生活課（以下「学生生活課」という。）の指示に従うこと。
- 2 開学記念館の利用は、午後10時までとする。
- 3 利用に際しては、近隣の住民に迷惑を及ぼさないよう、騒音等には十分に注意を払うこと。
- 4 開学記念館の敷地内は、禁煙とする。
- 5 火気を取扱う場合は、細心の注意を払い、火災の予防に努めること。
- 6 研修室内外は、常に整理整頓し、清潔を保つよう心がけること。
- 7 備品は丁寧に取り扱い、備付け以外の場所に持ち出さないこと。
- 8 施設、設備等を破損又は紛失したときは、直ちに学生生活課に届出の上、その指示に従うこと。